

目次

第1章 基本的な考え方	1
1. 目的	
2. 位置づけ	
3. 対象とする災害及び地域	
4. 対象範囲	
第2章 避難行動要支援者情報の把握・共有	2
1. 避難行動要支援者情報の収集と情報共有	
2. 避難行動要支援者名簿の作成	
3. 意思確認	
4. 避難支援等関係者及び避難支援者への情報提供について	
5. 個別計画の策定	
第3章 避難支援体制の整備	8
1. 避難行動要支援者の役割(自助)	
2. 避難支援等関係者及び避難支援者の役割(共助)	
3. 市の役割(公助)	
第4章 情報伝達体制	10
1. 防災情報の周知	
2. 情報伝達体制の整備	
第5章 避難誘導體制・安否確認	11
1. 避難行動要支援者の避難支援	
2. 安否確認の方法	
3. 避難完了後の避難行動要支援者への対応	
第6章 避難所等における支援	14
1. 避難所等の支援体制	
2. 福祉避難所の支援体制	
第7章 計画の推進に向けて	15
情報共有と計画の見直し	

～資料編～

- 1.古賀市避難行動要支援者避難支援プラン検討委員会設置要綱
- 2.古賀市避難行動要支援者避難支援プラン検討委員会委員名簿
- 3.プランの策定経過
- 4.用語集
- 5.様式集
 - 【様式第1号】古賀市避難行動要支援者名簿
 - 【様式第2号】古賀市避難行動要支援者名簿登録(変更)申請書
 - 【様式第3号】古賀市避難行動要支援者名簿登録廃止届出書
 - 【様式第4号】古賀市避難行動要支援者名簿情報提供同意書
 - 【様式第5号】古賀市避難行動要支援者同意者リスト
 - 【様式第6号】古賀市避難行動要支援者不同意者等リスト
 - 【様式第7号】避難行動要支援者名簿情報の提供と利用に関する協定書
 - 【様式第8号】個別計画(高齢者実態調査・避難行動要支援者調査)

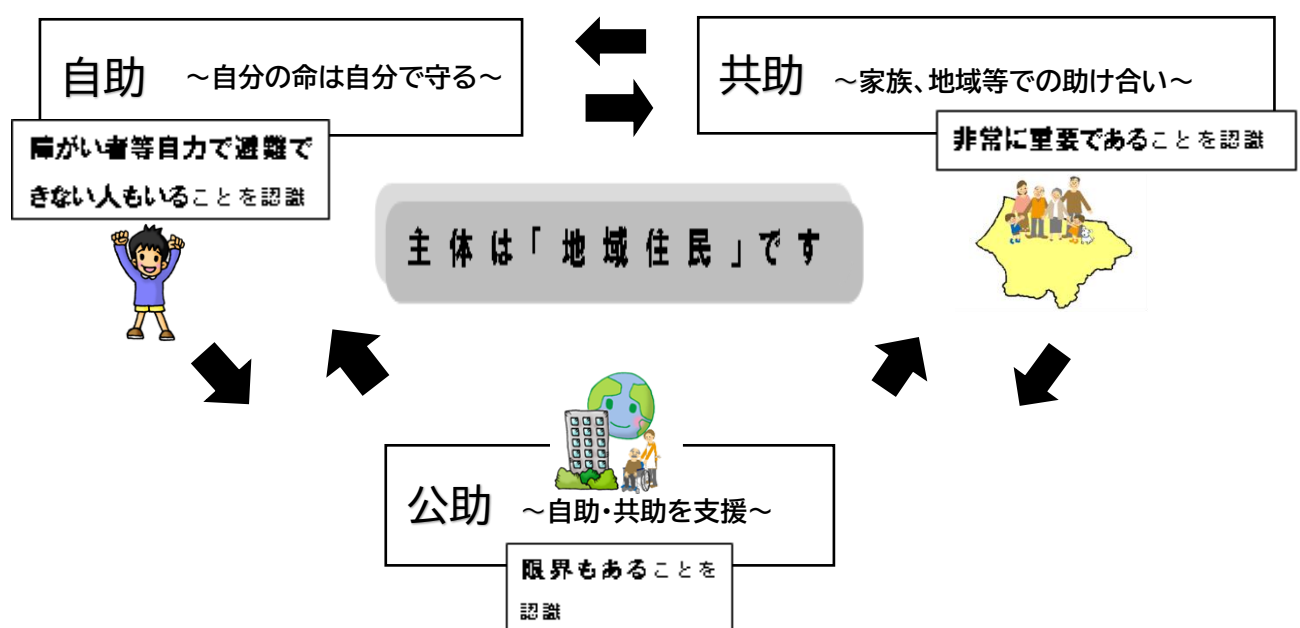
第1章

—基本的な考え方—

第1章 基本的な考え方

1. 目的

本プランは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)及び古賀市地域防災計画に基づき、高齢者、障がい者等の要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な人が円滑かつ迅速に避難できること、また、避難所等への避難を必要とした場合に、避難支援等関係者**及び避難支援を個人で行う避難支援者**が避難所等まで安全かつ迅速に移送できる環境と避難所等における支援体制を整備することを目的とする。



2. 位置づけ

本プランは、古賀市地域防災計画に定めた要配慮者安全確保体制整備計画及び要配慮者支援計画に基づく下位計画であり、要配慮者対策のうち、避難行動要支援者の避難支援について、必要な事項を定めるものである。

3. 対象とする災害及び地域

本プランは、土砂災害や地震など法第2条1号に定める災害を対象とする。また、対象地域は古賀市全域とする。

4. 対象範囲

本プランは、避難行動要支援者の支援に関する平常時の取り組みから避難所における支援体制までを対象とする。

第2章

—避難行動要支援者情報の把握・共有—

第2章 避難行動要支援者情報の把握・共有

1. 避難行動要支援者情報の収集と情報共有

災害発生時に、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、避難所等での生活支援を的確に行うためには、避難行動要支援者情報を把握し、避難支援等関係者及び避難支援者と情報を共有することが重要である。そのため、平常時から避難行動要支援者の居住地や生活状況等を把握するとともに、情報の共有を図り、災害時にこれらの情報を迅速に活用できるようにしておく必要がある。このことにより、古賀市個人情報の保護に関する条例(平成14年条例第23号。以下「条例」という。)第7条第3項第2号に基づき、市の関係課で保有する避難行動要支援者名簿の作成に必要な情報を避難行動要支援者担当部署が一元的に収集する。

2. 避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者の避難支援等を円滑に実施するため、法第49条の10第1項により古賀市避難行動要支援者名簿【様式第1号 以下「避難行動要支援者名簿」という。】を作成する。避難行動要支援者名簿の対象は、次のA～Gに掲げるいずれかに該当する人のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する在宅の人とする。

- A 介護保険法における要介護3～5と認定された人
- B 身体障がい者
 - ・視覚障がい1、2級の人 ・肢体不自由1、2、3級の人
 - ・聴覚音声障がい2級の人 ・内部障がい1、2級の人
- C 知的障がい者
 - 療育手帳 A、B の人
- D 精神障がい者
 - 精神障害者保健福祉手帳1級の人
- E 70歳以上のひとり暮らしの人で、自力避難が困難で名簿登録を希望する人
- F 75歳以上の高齢者のみ世帯の人で、自力避難が困難で名簿登録を希望する人
- G その他、災害時において支援が必要と認められる人

※ 施設入所者や長期入院している人等については、当該施設等の対応とし、避難行動要支援者名簿の登録対象としない。また、原則家族と同居している人は登録対象としないが、時間帯等によって災害時の避難に不安のある人はGに該当するものとし、名簿の登録対象とする。

(1)避難行動要支援者名簿に記載する事項

避難行動要支援者名簿に記載する情報は次のとおりとする。

- ア 氏名
- イ 年齢
- ウ 性別
- エ 住所
- オ 電話番号
- カ 対象区分
- キ 特記事項(その他避難支援等の実施に関し必要と認める事項)

(2)避難行動要支援者名簿の登録(変更)、廃止

要件区分 E～G により、避難行動要支援者名簿への登録(変更)を希望する人は、「古賀市避難行動要支援者名簿登録(変更)申請書」【様式第2号】を市へ提出する。

また、要件区分 A～G において名簿の登録を廃止しようとする時は、速やかに「古賀市避難行動要支援者名簿登録廃止届出書」【様式第3号】を提出する。

(3)避難行動要支援者名簿の管理

作成した避難行動要支援者名簿の原本は市が保管する。この名簿は条例第8条第1項に基づくものであり、避難行動要支援者の避難支援の目的にのみ利用する。

(4)避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化することが想定されることから、市は避難行動要支援者の状況の把握に努め、毎年避難行動要支援者名簿の更新を行う。

3.意思確認

市は要件区分 A～D に該当する人に対し、災害発生時に避難支援を希望する人を特定するため、「古賀市避難行動要支援者名簿情報提供同意書」【様式第4号】の提出を求めるものとする。

4. 避難支援等関係者及び避難支援者への情報提供について

(1)避難行動要支援者同意者リストの作成、提供

発災時、速やかに避難支援等関係者及び避難支援者の協力が得られるよう、避難行動要支援者の情報を共有し、支援体制を整えておくことが重要である。そのため、市は名簿掲載者のうち、避難支援等に関する希望があり、かつ、個人情報の支援関係者等への提供に関する同意があった人について、「古賀市避難行動要支援者同意者リスト」【様式第5号 以下「避難行動要支援者同意者リスト」という。】を作成し、平常時から避難支援関係者等へ提供するものとする。

(2)避難行動要支援者不同意者等リストの作成、活用

市は、名簿掲載者のうち、個人情報の避難支援等関係者及び避難支援者への提供に関して不同意であった人または意思確認を行うことができなかった人について、「古賀市避難行動要支援者不同意者等リスト」【様式第6号 以下「避難行動要支援者不同意者等リスト」という。】を作成し、同リスト掲載者に対し、継続的な意思確認を行うよう努める。また、現に災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合には、法第49条の11第3項の規定により、同意の有無に関わらず、避難支援関係者及び避難支援者に提供するものとする。

(3)避難行動要支援者同意者リストの情報提供先

本プランにおける情報提供先は、以下の避難支援等関係者及び避難支援者とする。

- ① 自主防災組織
- ② 古賀市民生委員・児童委員協議会
- ③ 社会福祉法人古賀市社会福祉協議会
- ④ 粕屋北部消防本部
- ⑤ 古賀市消防団
- ⑥ 粕屋警察署
- ⑦ その他、避難支援等の実施に関し市が必要と認める機関、団体
- ⑧ 避難支援者

(4)避難行動要支援者名簿情報の提供と利用に関する情報保護

市は、避難支援等関係者及び避難支援者に名簿情報を提供する際は、避難行動要支援者の名簿情報の提供と利用に関する協定書【様式第7号】を締結し、適正な情報の管理を依頼する。なお、名簿情報とは避難行動要支援者同意者リスト及び個別計画のことを指す。

(5)避難行動要支援者同意者、不同意者等リストの更新

避難行動要支援者の状況は常に変化することが想定されることから、市は避難行動要支援者の状況の把握に努め、毎年、避難行動要支援者同意者、不同意者等リストの更新を行う。

5. 個別計画の策定

(1) 個別計画の策定

避難行動要支援者の避難及び避難生活の支援を迅速かつ的確に行うために避難行動要支援者一人ひとりの避難支援計画として、市は「個別計画(高齢者実態調査・避難行動要支援者調査)【様式第8号】」を策定する。

策定にあたっては、避難行動要支援者本人(本人の意思表示が困難な場合はその家族)、近隣の住民、避難支援等関係者等が、避難行動要支援者が住む地域の災害リスクを踏まえた上で、避難行動要支援者本人の意向を尊重し、避難支援者、避難場所、避難方法、情報伝達方法等について話し合いのもと、市が決定するものとする。

また、避難行動要支援者の支援の状況に応じた具体的な支援方法について、必要に応じて、保健師又は担当介護支援専門員等の専門的な助言・支援を得ることとする。

(2) 対象者

原則として「避難行動要支援者同意者リスト」に掲載された人とする。

(3) 個別計画の提供先

第2章4. (3)と同じ

(4) 個別計画の情報提供及び更新

策定した個別計画は、避難行動要支援者を避難支援する計画のため、市と避難支援等関係者及び避難支援者で情報を共有する。また、情報の更新については、市が避難行動要支援者が住む地域の災害リスクを踏まえ、避難支援等関係者及び避難支援者の協力を得て、計画の内容に変更がないか等を把握し、避難支援がなされる計画を策定する。

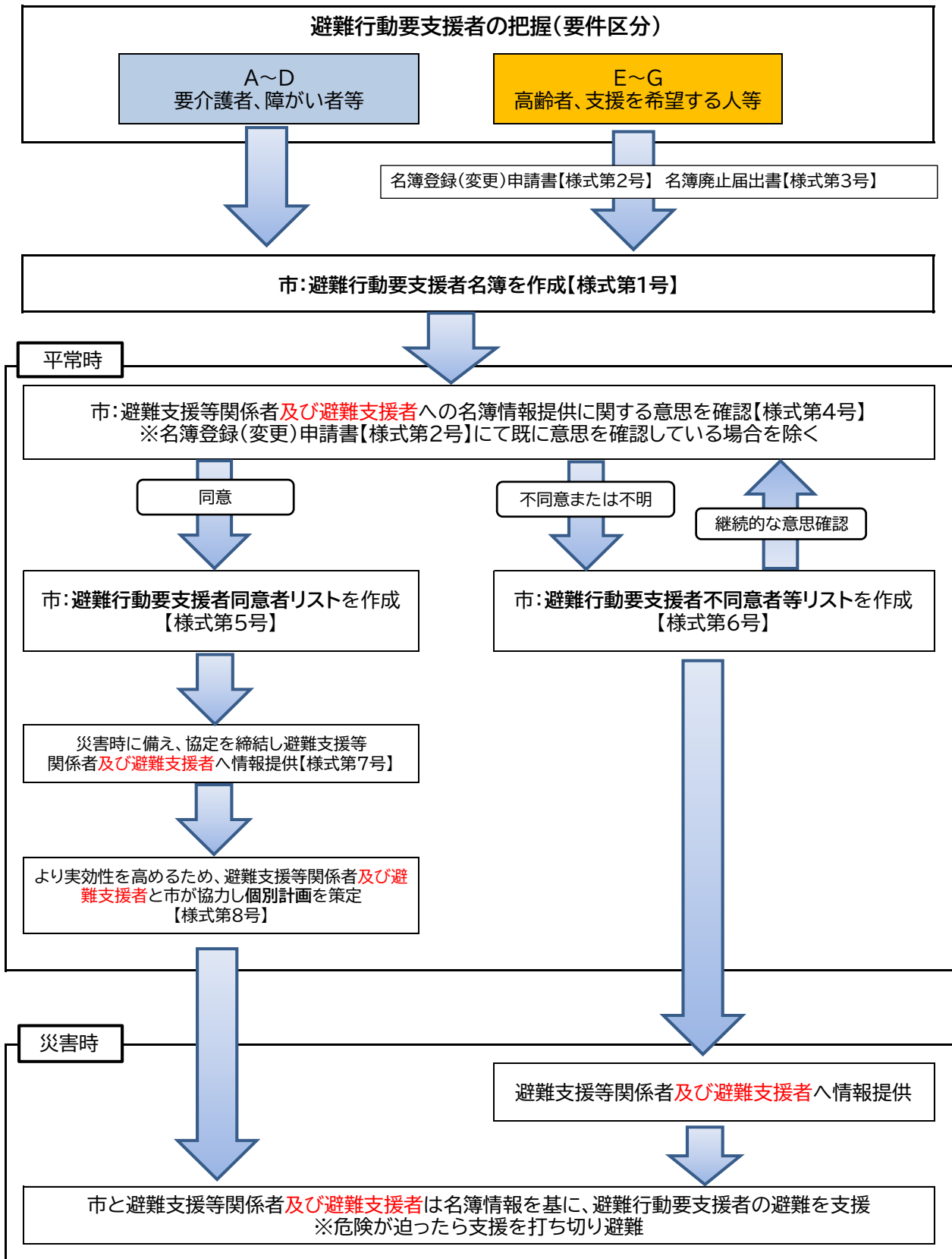


避難行動要支援者名簿作成の情報収集元と同意の確認方法

(6ページ～7ページ参照)

要件区分	情報収集元	同意確認方法
A 介護保険法における 要介護3～5と認定された者	介護支援課	郵送
B 身体障がい者 ・視覚障がい1、2級の人 ・肢体不自由1、2、3級の人 ・聴覚音声障がい2級の人 ・内部障がい1、2級の人	福祉課 (障がい担当)	窓口 または 郵送
C 知的障がい者 療育手帳A・B		
D 精神障がい者 精神障害者保健福祉手帳1級		
E 70歳以上のひとり暮らしの人で、 自力避難が困難で名簿登録を希望する人	本人	窓口 または 郵送
F 75歳以上の高齢者世帯で、 自力避難が困難で名簿登録を希望する人	避難支援等関係者 及び避難支援者	
G その他、災害時において支援が 必要と認められる人	福祉課 (避難行動要支援者担当)	

避難行動要支援者避難支援の流れ（6ページ～9ページ参照）



第3章

－避難支援体制の整備－

第3章 避難支援体制の整備

1. 避難行動要支援者の役割(自助)

災害時に、**在宅から**支援がなければ避難できない、かつ、家族等による必要な支援が受けられない場合は、平常時から隣近所等地域とのつながりを深めておく。また、災害時に必ず避難支援を受けられるものではないことも理解しておく。

【平常時】

- (1) 古賀市総合防災マップの確認
- (2) 災害情報等をスムーズに得る手段の確認
- (3) 市防災メールへの登録
- (4) **避難行動要支援者名簿の登録申請及び情報提供への同意**
- (5) 緊急連絡先の確認
- (6) 命を守るために取るべき行動の確認(家具の安全対策実施等)
- (7) 非常持出品、非常備蓄品の準備(常備薬等)
- (8) 避難経路の確認
- (9) 地域で行われる防災訓練等への参加
- (10) **その他、避難行動要支援者が必要と認めるもの**



【災害時】

- (1) 避難のための積極的な情報収集
- (2) 早め早めの避難行動
- (3) 避難所等へ避難が必要と判断した場合のすみやかな避難
- (4) **その他、避難行動要支援者が必要と認めるもの**



2. 避難支援等関係者及び避難支援者の役割(共助)

平常時から、避難支援等関係者**及び避難支援者**は、避難行動要支援者が避難を必要とした場合にできる限り安全かつ迅速に避難支援が行えるように、避難行動要支援者本人とともに話し合い、あらかじめ具体的な支援方法等を決めておく個別計画の作成が重要となる。発災時には、まず自らの生命や身体の安全の確保を図りつつ、地域での事前の役割分担に基づき、避難行動要支援者**同意者**リスト及び個別計画を活用して、避難行動要支援者の避難支援等や安否確認を行う。なお、避難支援にあたっては、避難支援等関係者**及び避難支援者**本人又はその家族等の生命と身体の安全を守ることが最優先となるため、避難支援が必ずなされることを保証するものではなく、可能な範囲で行うものであり、法的責任や義務を負うものではない。

【平常時】

- (1) 避難行動要支援者**同意者リスト**、個別計画の情報共有
- (2) 避難行動要支援者情報の収集、名簿登録への啓発、更新情報の把握
- (3) 避難行動要支援者の避難時に配慮してほしいことに応じた避難支援者の確保
- (4) 個別計画の作成支援
～避難行動要支援者本人の意向を尊重した避難方法の検討等～
- (5) 避難行動要支援者を含めた避難訓練等の実施
- (6) 社会福祉施設等の避難確保計画の作成
- (7) **その他、避難支援等関係者及び避難支援者が必要と認めるもの**



【災害時】

- (1) 避難行動要支援者への避難指示等の伝達への協力
- (2) 避難経路の確保と安全な避難誘導
- (3) 避難行動要支援者の避難支援者による移送
- (4) 避難行動要支援者の安否確認への協力
- (5) **その他、避難支援等関係者及び避難支援者が必要と認めるもの**



※避難支援等関係者(公務災害補償等の対象者を除く)及び避難支援者が、災害が発生し又は発生の恐れが高まった場合において、支援活動に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、法第65条第1項及び第84条第1項の規定(市が救助を指示した場合)に基づき、損害補償の対象となる。

3. 市の役割(公助)

市は、避難行動要支援者に関する名簿情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び**避難行動要支援者同意者**リスト並びに個別計画を作成するとともに、同意を得た名簿情報について平常時からの備えとして、避難支援等関係者**及び避難支援者**に提供する。さらに、自助及び共助により避難支援につなげる必要があることから、避難行動要支援者**プラン**の周知と避難行動要支援者名簿への登録、また災害に備える啓発を進めて地域の防災力向上を図る。また、避難所等の開設に備え、避難所等の運営マニュアルを確認しておく。

【平常時】

- (1) 避難行動要支援者に関する名簿情報の把握
- (2) 避難行動要支援者名簿、**避難行動要支援者同意者リスト**、個別計画の作成
- (3) 避難支援等関係者**及び避難支援者**への名簿情報の提供
- (4) 避難行動要支援者**プラン**の周知と**避難行動要支援者名簿**登録の啓発

- (5) 避難行動要支援者本人、家族、関係者に対する災害時への備えの普及啓発
- (6) 避難所等の運営マニュアルの確認
- (7) その他、市が必要と認めるもの



【災害時】

- (1) 早めの避難につなげる情報の伝達
- (2) 避難支援等関係者及び避難支援者との連携
- (3) 避難行動要支援者の安否確認
- (4) 避難所等における開設及び自主運営の支援
- (5) 必要に応じて福祉避難所を開設
- (6) その他、市が必要と認めるもの



第4章

—情報伝達体制—

第4章 情報伝達体制

1. 防災情報の周知

市は、平常時から古賀市総合防災マップ、避難行動要支援者同意者リスト及び個別計画を活用し訓練しておくことが、災害時の避難行動要支援者の避難支援につながることから、出前講座等により啓発する。また、平常時から避難行動要支援者同意者リスト及び個別計画を活用し、避難行動要支援者の状況、避難所の場所、避難経路等を確認しておくことが、災害時に効果を発揮することを地域で行われる防災訓練等で周知する。

2. 情報伝達体制の整備

(1) 避難行動要支援者等への情報伝達

避難行動要支援者は、避難に関する情報を自ら収集すること、また、その情報に基づき在宅避難や縁故避難、緊急入所、避難所への避難等を適切に判断し、その行動をとることが困難な場合があるため、避難情報等必要な情報を確実に避難行動要支援者本人や避難支援者に伝達できる手段を確保することが重要となる。

そのため、市では、災害発生時又は災害が発生するおそれがある場合に、緊急かつ確実に避難情報が伝達されるよう、緊急速報メールや市防災メール、防災行政無線、テレビ・ラジオ等の手段の活用により、避難指示等の防災情報を提供し、避難行動要支援者及び避難支援者の早めの避難行動につながるよう情報の伝達に努める。

(2) 新たな情報伝達手段の検討

市は、避難行動要支援者及び避難支援者の安全かつ確実な避難行動を促すことを目的に、多様な情報伝達の手段について検討する。



第5章

—避難誘導體制・安否確認—

第5章 避難誘導體制・安否確認

1. 避難行動要支援者の避難支援

(1) 避難支援等関係者及び避難支援者の安全確保

災害発生時の避難行動要支援者の避難支援等は、避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援者同意者リスト並びに個別計画に基づいて、避難支援等関係者や避難支援者また、近隣の住民等が協力して行う。避難に当たっては、身の安全を最優先とし、避難が必要な場合はすみやかに避難所等に避難する。

(2) 避難行動要支援者名簿情報の提供を受けた人に係る守秘義務の考え方

災害発生時に、避難行動要支援者同意者リスト及び個別計画の提供を受けた人が避難行動要支援者の避難支援等に必要な応援を得るため、緊急に名簿情報を近隣住民等に知らせるような場合は、法第49条の13により守秘義務違反に当たらない。

なお、平常時において避難支援等の応援を得ることを目的とした場合であっても、近隣住民等に名簿情報を提供することはできない。

2. 安否確認の方法

市は、避難行動要支援者名簿を活用し、避難支援等関係者及び避難支援者と協力して避難行動要支援者の所在及び安否の確認を行う。なお、安否確認については様々な機関等を含む地域全体から情報を集約し、安否確認ができる体制を整備する。

(1) 避難所等での所在確認

避難所等の避難者名簿及び避難行動要支援者名簿に基づき、避難行動要支援者の所在、安否を確認する。

(2) 在宅の避難行動要支援者の安否確認

避難支援が及ばない避難行動要支援者がいる場合は、避難支援等関係者及び避難支援者と協力し、避難行動要支援者名簿を活用し、在宅の避難行動要支援者の安否確認に努める。

【市が安否確認を行う方法】

- ア 避難行動要支援者名簿の活用
- イ 避難支援等関係者及び避難支援者との連携
- ウ 社会福祉施設、福祉サービス事業者等への確認
- エ その他関係する機関等への確認

3. 避難完了後の避難行動要支援者への対応

(1) 避難行動要支援者の引継ぎ

避難支援等関係者及び避難支援者は、避難行動要支援者の避難完了後、名簿情報をその後の避難生活の支援に活用するため、避難所等の運営責任者に引き継ぐものとする。

(2) 緊急入所や医療機関等への対応

市は、避難所等において、避難行動要支援者のうち介護あるいは医療的ケアを要する人への支援が困難な場合に備えて、速やかに緊急入所や医療機関等による対応を図るため、平常時から避難行動要支援者本人(本人の意思表示が困難な場合はその家族)、関係機関等と協議し、受け入れ先の確保に努める。

(3) 継続治療が必要な疾患を有する人への対応

市は、人工透析など継続治療が必要な疾患を有する避難行動要支援者については、避難所での避難生活が困難となる場合があるため、平常時から避難行動要支援者本人や家族、かかりつけ医、医療機関等と協議し、災害時の受け入れ先の確保に努める。

なお、市内では、災害拠点病院として独立行政法人福岡東医療センターが指定されている。



発災時における避難行動要支援者の支援に係る主な流れ(公助)

災害発生が予想される状況



①避難のための情報伝達

市は、緊急速報メールや防災メール、防災行政無線、テレビ・ラジオ等の手段を活用し、避難指示等の防災情報を提供



②避難行動要支援者の避難支援(発災又は発災のおそれが生じた場合)

●平常時に名簿情報の提供に同意した人
避難支援等関係者及び避難支援者が中心となり、避難行動要支援者同意者リスト及び個別計画に基づき避難行動を支援する。

平常時に名簿情報の提供に不同意等の人
市が生命又は身体を保護する必要があると認めるときは、名簿情報を避難支援等関係者及び避難支援者に提供し、避難行動を支援する。



③避難行動要支援者の安否確認の実施

避難行動要支援者名簿を活用し、避難支援等関係者及び避難支援者と連携して、避難支援が及ばなかった避難行動要支援者の安否確認を行う。



④避難後の避難行動要支援者への対応

避難行動要支援者の避難が完了した後は、避難所等の運営マニュアルに基づき、避難行動要支援者等の引継ぎや避難所等への移送について支援を行う。

第6章

－避難所等における支援－

第6章 避難所等における支援

1. 避難所等の支援体制

(1) 情報提供と周知

市は災害時に備え、避難所等について出前講座やホームページ等により情報を提供するとともに、避難所等を開設した場合は、速やかに住民への周知を図るよう努める。

(2) 運営

避難所等は地域住民(避難者)による自主運営が原則であるため、市は、避難行動要支援者の避難所等での受け入れについて、避難所の開設及び自主運営の支援などを行う。

(3) 支援体制

市は、指定避難所に必要に応じて福祉避難スペース(室)を設け、古賀市避難所運営マニュアル(令和2年6月作成)に基づき、避難行動要支援者の事情に配慮した支援を行う。

2. 福祉避難所の支援体制

(1) 役割

指定避難所に福祉避難スペース(室)があることから、福祉避難所は指定避難所において生活可能な避難者は対象としておらず、必要に応じて専門的な支援や援護の必要性の高い避難者のために確保されるものである。

(2) 支援体制

古賀市福祉避難所運営マニュアル(令和2年9月作成)に基づき、市が運営するにあたり、物資・器材、人材、移送手段等において、避難行動要支援者の事情に配慮した支援を行う。

(参考)古賀市福祉避難所の指定状況

避難所名称	住所 電話番号	収容人数 (感染症流行時)	災害種別(○:使用可能、×:使用不可)			
			洪水	土砂災害	地震	高潮/津波
福岡県障がい者リハビリ テーションセンター (体育館)	千鳥3丁目1番1号 944-1041	100人	○	○	○	○
福岡県立古賀特別支援学校 小・中学部 (体育館・研修施設)	千鳥4丁目3番1号 943-8674	105人	○	○	○	○
福岡県立古賀特別支援学校 高等部 (体育館・研修施設)	千鳥3丁目4番1号 942-7175	63人	○	○	×	○
福岡県立玄界高等学校 (剣道場、柔道場及び 多目的アリーナ)	舞の里3丁目6番1号 944-2735	185人	○	○	×	○
古賀市保健福祉総合 センター(サンコスモ古賀)	庄205番地 942-1150	31人	×	○	○	○
古賀市隣保館 (ひだまり館)	新原1051番地6 943-4222	19人	○	○	○	○

(令和2年8月現在)

※収容可能人数は有効面積の約6割で算定(1区画 約2m×2m)

※各災害種別の収容可能人数 土砂災害・高潮・津波503人、洪水472人、地震255人

第7章

－計画の推進に向けて－

第7章 計画の推進に向けて

情報共有と計画の見直し

本プランは、地域での避難行動要支援者に関する避難訓練等の活動、また市及び関係機関での取り組みにおける課題や意見及びその対応等について、市関係各課で情報の共有を図るとともに、上位計画の改訂等に応じ、適宜見直しを図る。

